

広告物等色彩協力指針

加古川市景観まちづくり条例（平成 10 年条例第 20 号）第 36 条の規定による広告物等色彩協力指針を次のとおり定める。

1. 一般指針

広告物等は、日常生活を円滑にする上で必要不可欠なものであり、身近な情報やサービスの伝達手段である。また、社会のルールを視覚化したり、建物の所在地を表示する等、景観を構成しうる「まちの顔」としても、その役割は多彩である。

しかし、大量の広告物等が、雑然と無秩序に設置されると、かえって広告効果が少なくなり、情報の伝達機能を損ねてしまうものである。特に、色彩をはじめ位置、形状、面積、材料及び意匠等によっては、まちの景観を阻害し、大きな弊害を生み出すおそれもある。

以上のことから、周辺地域の状況や特性を十分把握し、調和のとれた広告景観の形成を図り、まちなみ、企業及び商店等のイメージを向上させていくことを認識すべきである。本指針は、文化の香り高く、愛着と誇りのある美しいまちづくりの実現と共に、まちの潤いと賑わいを生み出すことをその目的とするものである。

2. 共通指針

- (1) 地色（建築物等の外壁を直接の下地とする場合を含む。）には、原則として彩度の高い色（マンセル色票の彩度 10 を超える色彩）若しくは無彩色の黒を使用しない。ただし、彩度 12 以下で艶消しの色彩を地色として使用する場合には、当該規定を適用しない。
- (2) アクセントカラーとして、文字や図柄の部分に彩度の高い色を使用する場合の色数は 2 色以下とする。ただし、文字や図柄の部分が地色の部分の過半を越える場合には、これらの部分を地色の部分とみなす。
- (3) 蛍光色（蛍光塗料、蛍光フィルムなど反射光の強いもの）を使用しない。
- (4) ネオン管、点滅する電飾等の使用にあたっては、周辺環境にマイナス効果を与えないよう配慮する。
- (5) 信号機又は道路標識と混同しないよう交通安全上配慮する。
- (6) 褪色、損傷等に強い材料を使用する。

- (7) 広告面に夜間照明を照射する場合は、昼間の広告物とは全く異なる景観になることを理解し、住宅地に不快感を与えたり、天体の眺望に影響を与えないよう光源の容量や光を当てる方向、光源の位置に配慮する。なお、夜間照明器具の位置、規模等については、昼間の美観を損ねないよう配慮する。

3. 項目別指針

- (1) 建築物に付随するもの（屋上を利用するもの、壁面を利用するもの、壁面より突出するもの）
- ①建築物と一体的なデザインを施し、全体をバランスよく配置する。
 - ②集合化が可能なものについては1箇所にとめるなど、見やすくするような工夫をする。
 - ③必要最小限の情報量、大きさにする。
 - ④できるだけ建築物と同系色の色彩を使用するよう工夫する。
 - ⑤まちかどにある建築物等を利用する場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮する。
 - ⑥広告幕等（一時的に設置するもの）については、他の広告物よりも注目度が高いことから、前記①から⑤について特に配慮する。
- (2) 自己の敷地又は自己の敷地外に建植えるもの（広告板、広告塔）
- ①集合化が可能なものについては1箇所にとめるなど、見やすくするような工夫をする。
 - ②必要最小限の情報量、大きさ及び高さにする。また、文字や図柄等と比較して必要以上に大きな板面をとらないように配慮する。
 - ③道路沿い等については、通行人に圧迫感を与えたり、通りの景観を乱さないよう、周囲の広告物等と形状や大きさ及び高さの調和について工夫する。なお、同一敷地内に広告物等の対象となる店舗等の建築物がある場合は、当該建築物の高さと調和するよう配慮する。
 - ④戸建住宅又は田園が連続する地域においては、できるだけ設置しないよう配慮する。
- (3) 電柱、街灯を利用するもの
- 設置箇所及び取り付ける高さについては、周囲の広告物等との空間な連続性を持たせる。
- (4) アーチ、アーケードを利用するもの

①商店街のアーケードを利用するものについては、活気ある雰囲気
を醸しだしつつ周囲の広告物等とデザインを揃えるなど、連続性を
持たせる。

②量を整理し、すっきりと見せる工夫をする。

(5) 垣、塀を利用するもの

①垣、塀と一体感を持たせるよう工夫する。

②必要最小限の情報量、大きさにするとともに、集合化について工
夫する。

(6) その他の広告物等

①周囲の景観に配慮した大きさや高さにする。

②通りを利用する人にとって違和感や圧迫感のないデザインとす
る。

4. 適用除外

周辺地域の広告景観との調和を図るため、この指針を適用することが
適当でないと市長が認める広告物等については、当該適用しない。